

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）

（地方議会議員共済会）

第五十一条 次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）の区分に従い、当該各号に掲げる地方議会議員をもつて組織する当該各号に掲げる地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）を設ける。

- 一 都道府県の議会の議員 都道府県議会議員共済会
- 二 市（特別区を含む。以下この章において同じ。）の議会の議員 市議会議員共済会
- 三 町村の議会の議員 町村議会議員共済会

2 共済会は、法人とする。

3 共済会は主たる事務所を東京都に置く。

（定款）

第五十二条 共済会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 事務所の所在地
  - 四 代議員会に関する事項
  - 五 役員に関する事項
  - 六 給付に関する事項
  - 七 掛金及び特別掛金に関する事項
  - 八 資産の管理その他財務に関する事項
  - 九 その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
- （昭四〇法一〇三・平七法五二・平一一法一六〇・一部改正）
- （登記）

第五十三条 共済会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第五十四条 民法第四十四条及び第五十条の規定は、共済会について準用する。

（昭三九法一五二・一部改正）

(代議員会)

第百五十五条 共済会に、代議員会を置く。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三 訴訟の提起及び和解

四 その他共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

(役員)

第百五十六条 共済会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、共済会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して共済会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、共済会の業務を監査する。

6 共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が共済会を代表する。

(事業年度)

第百五十六条の二 共済会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(平一二法二二・追加)

(事業計画及び予算)

第百五十六条の三 共済会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

2 共済会は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。  
(平一二法二二・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(決算)

第二百五十六条の四 共済会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 共済会は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに監事の意見を付けて決算完結後一月以内に総務大臣に報告しなければならない。

3 共済会は、前項の規定による報告を行ったときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面を各事務所に備え付け、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(平一二法二二・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(借入金制限)

第二百五十六条の五 共済会は、借入金をしてはならない。ただし、共済会の目的を達成するために必要な場合において、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(昭四四法九三・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一二法二二・旧第二百五十六条の二線下)

(余裕金の運用)

第二百五十七条 共済会の業務上の余裕金は、総務省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

(総務省令への委任)

第二百五十七条の二 第二百五十六条の二から前条までに定めるもののほか、共済会の財務その他その運営に関して必要な事項は、総務省令で定める。

(昭四四法九三・追加、平一一法一六〇・平一二法二二・一部改正)

(給付の種類)

第五十八条 共済会の行なう給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金(以下「共済給付金」という。)とする。

(昭四〇法一〇三・全改)

(年金額の改定)

第五十八条の二 共済会の行う年金である給付の額は、物価変動率を参酌し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる議員報酬額(地方自治法第二百三条に規定する議員報酬の額をいう。)に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

(昭六〇法一〇八・全改、平一六法一三二・平二〇法六九・一部改正)

(在職期間の合算)

第二百五十九条 共済給付金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれ議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

2 市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となった場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。

3 前二項の規定により退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき在職期間の計算をするに当たつては、前に退職一時金の基礎となつた在職期間は、算入しない。

(昭四〇法一〇三・平一八法六三・一部改正)

(退職の取扱いに関する特例)

第二百五十九条の二 地方議会議員が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方議会議員であつた在職期間は、引き続きいたものとみなし、当該退職に係る共済給付金は、支給しない。

一 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し(当該任期満了による選挙の期日の告示がなされた後当該任期の満了すべき日前に退職した場合を含む)、当該任期満了による選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

二 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、当該議会の解散による一般選挙又は当該選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより行なわれる再選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

三 市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合により退職し、新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙において当選人となり当該新たに設置された市町村の議会の議員となつたとき。

四 市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合又は境界変更の処分により退職し、当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行なわれる市町村の議会の議員の増員選挙において当選人となり当該市町村の議会の議員となつたとき。

2 地方議会議員は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十一条の規定によりその者に係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものとみなす。

(昭四〇法一〇三・追加、昭四一法一二三・一部改正)

(併給の禁止)

第六十條 一の共済会が給する共済給付金については、退職年金と公務傷病年金とは併給しないものとし、退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を給すべきこととなる者には退職一時金又は遺族一時金は給しないものとする。ただし、公務傷病年金を受ける者が再就職し、重度障害が回復した後退職し、又は死亡した場合には、定款で定めるところにより、公務傷病年金と共済給付金との調整を行なうものとする。

(昭四〇法一〇三・昭五七法六六・一部改正)

(退職年金)

第六十一條 退職年金は、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときは、その者に給するものとする。

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、平均標準報酬年額(退職の日の属する月以前の地方議会議員であつた期間十二年間における掛金の標準となつた標準報酬月額(第六十六條に規定する標準報酬月額をいう。第六十二條第二項において同じ。))の総額を十二で除して得た額をいう。以下この条において同じ。)の百五十分の三十五に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、平均標準報酬年額の百五十分の〇・七に相当する金額を加算した金額とする。

3 在職期間三十年を超える者に給する退職年金の年額は、在職期間三十年として計算する。

4 退職一時金の支給を受けた者でその後再び地方議会議員となつたものに退職年金を給する場合には、退職年金の年額は、前二項及び次條の規定により算定した金額から当該退職一時金の基礎となつた在職期間の年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき平均標準報酬年額の百分の〇・九八に相当する金額を控除した金額とする。

(昭四〇法一〇三・昭四六法一一九・昭四九法九五・平一四法三七・平一八法六三・一改正)

(重複期間を有する場合の退職年金)

第六十一條の二 在職期間のうち政令で定める年金制度の適用を受ける期間(政令で定める期間に限る。以下この条において「重複期間」という。)を有する地方議会議員に係る退職年金の年額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額から、その額に重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額を控除した金額とする。

2 重複期間に一年未満の端数がある場合の調整措置その他重複期間の調整に関し必要な事項は、政令で定める。  
(昭四九法九五・追加、昭六〇法一〇八・平一四法三七・一部改正)

(退職一時金)

第六百六十一条の三 退職一時金は、地方議会議員が在職三年以上十二年未満で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額に、次の各号に掲げる者の区分による当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。

- 一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の四十九
- 二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の五十六
- 三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の六十三

(昭四〇法一〇三・追加、昭四九法九五・旧第六百六十一条の二繰下、平一四法三七・平一八法六三・一部改正)  
(公務傷病年金)

第六百六十二条 公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共済会を組織する地方議会議員であった間における公務に基づく傷病により重度障害の状態となつたときも、同様とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第六百六十一条第二項の平均標準報酬年額とみなして同項の規定により算定した。在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額(退職一時金の支給を受けた者で前項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、同条第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。第六百六十二条第二項第三号及び第四号において同じ。)に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が第六百六十一条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該重度障害の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 前項の重度障害の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基づく傷病により重度障害の状態となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5 公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来重度障害が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6 前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

(昭四〇法一〇三・昭四五法一〇一・昭四六法一一九・昭四九法九五・昭五一法五三・昭五七法六六・昭六〇法一〇八・平一四法三七・一部改正)

(公務傷病年金と傷病補償年金等との調整)

第六十二条の二 公務傷病年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による傷病補償年金又は障害補償年金に相当する補償(以下この条において「傷病補償年金等」という。)が行われることとなつたときは、当該補償が行われる間、当該公務傷病年金の額のうち前条第二項の規定により加算された金額に相当する金額(当該金額が傷病補償年金等の額を超えるときは、傷病補償年金等の額に相当する金額)の支給を停止する。

(昭四二法一一二・追加、昭五一法二七・一部改正)  
(遺族年金)

第六十三条 遺族年金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも同様とする。

2 前項の遺族年金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(第三号に規定する場合を除く。)においては、これに給すべき退職年金の年額

二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く。)においては、当該退職年金の年額

三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合には、在職期間十二年未満の者にあつては第六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合には、在職期間十二年未満の者にあつては第六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額  
(公務による遺族年金と遺族補償年金との調整)

第六十三条の二 前条第二項第四号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による遺族補償年金に相当する補償が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該遺族年金の額のうち、その百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

(昭四二法一一二・追加)  
(遺族一時金)

第六十三条の三 遺族一時金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職一時金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。

2 前項の遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、同項の退職一時金の額に相当する金額とする。  
(昭四〇法一〇三・追加、昭四二法一一一・旧第六十三条の二繰下)

(退職年金等の停止)

第百六十四条 退職年金は、これを受ける者が六十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2 退職年金を受ける者が恩給法別表第一号表ノ二に掲げる程度の重度障害の状態にあるときは、その者が六十五歳未満であっても、その状態にある間、前項の規定による停止は、行わない。

3 退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、实在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

(昭四二法一〇五・昭四八法七五・昭五七法六六・昭六〇法一〇八・平七法五二・一部改正)

第百六十四条の二 退職年金は、その年額が平均的な退職年金の給付の状況、掛金及び特別掛金の負担の状況その他の状況を勘案して政令で定める金額（以下この条において「支給停止基準額」という。）以上の場合であつて、これを受ける者の前年における所得金額（退職年金並びに地方自治法第二百三条に規定する議員報酬（以下「議員報酬」という。）、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該退職年金の基礎となつた在職期間に係るものの金額を除く。以下この項において同じ。）が五百万円を超えるときは、当該退職年金の年額とその者の前年における所得金額との合計額から支給停止基準額と五百万円との合計額を控除し得た額に二分の一を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項の場合における退職年金の支給額が支給停止基準額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該支給停止基準額を退職年金の支給額とする。

3 第一項に規定する所得金額の計算については、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例による。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一四法三七・全改、平一八法一・平一八法六三・平二〇法六九・一部改正)

第百六十四条の三 地方議会議員若しくは地方議會議員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は地方議會議員が除名された場合には、政令で定めるところにより、その者には、その地方議會議員であつた在職期間に係る共済給付金の全部又は一部の支給を行なわなことが出来る。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、政令で定めるところにより、その者には、遺族給付の一部を行なわなことが出来る。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその地方議會議員であつた在職期間に係る年金である共済給付金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

(昭四七法八二・追加、昭六〇法一〇八・旧第百六十四条の二繰下)



(退職年金等の改定)

第百六十五条 第百五十九条第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

(掛金及び特別掛金)

第百六十六条 地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済給付金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金及び特別掛金を納めなければならない。

2 前項の掛金の額は、地方議会議員の議員報酬の額(一の地方公共団体の議会の議員については、その議員報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該地方公共団体の議会の議員の議員報酬の額とする。)に基づき定款で定める標準報酬月額に定款で定める率を乗じて得た金額とする。

3 第一項の特別掛金の額は、地方議会議員の期末手当(地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当をいう。以下この条において同じ。)の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に定款で定める率を乗じて得た金額とする。

4 前二項に規定する定款で定める率は、都道府県議会議員共済会にあつては都道府県議会議員共済会を組織する地方議会議員を単位として、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会及び町村議会議員共済会を組織するすべての地方議会議員を単位として算定するものとする。

5 第二項に規定する掛金の額及び第三項に規定する特別掛金の額については、共済会の給付の実績及び将来の給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも四年ごとに再計算を行うものとする。

6 地方議会議員の議員報酬の支給機関は、議員報酬を支給する際地方議会議員の議員報酬から第二項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議会議員に代わつて共済会に払い込まなければならない。

7 前項の規定は、特別掛金について準用する。この場合において、同項中「議員報酬」とあるのは「期末手当」と、「第二項に規定する掛金」とあるのは「第三項に規定する特別掛金」と読み替えるものとする。

(昭四〇法一〇三・昭四六法一一九・昭四九法九五・平七法五二・平一八法六三・平二〇法六九・一部改正)

(地方公共団体の負担金)

第百六十七条 共済給付金の給付に要する費用は、前条第一項に規定する掛金及び特別掛金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

2 前項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべき金額は、共済会の収支の状況を勘案して、総務省令で定める。

3 共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。

4 前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

(昭四〇法一〇三・昭四六法一一九・平七法五二・平一一法一六〇・一部改正)

(財政調整)

第六百六十七條の二 市議会議員共済会及び町村議会議員共済会は、市議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準と町村議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準の均衡を図るため、政令で定めるところにより、市議会議員共済会にあつては町村議会議員共済会に対して、町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会に対して、それぞれ拠出金の拠出を行うものとする。  
(平一八法六三・追加)

(給付を受ける権利の保護)

第六百六十七條の三 共済給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である共済給付金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職年金又は退職一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(昭四七法八二・追加、昭四八法七五・平一一法五六・一部改正、平一八法六三・旧第六百六十七條の二繰下、平一九法五八・一部改正)  
(非課税)

第六百六十八條 公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(昭四〇法一〇三・一部改正)  
(時効)

第六百六十九條 共済給付金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効は、第六百六十四條第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が六十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。

3 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第五百五十九條第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける者が再就職に係る職を退職した日において六十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

(昭四〇法一〇三・昭六〇法一〇八・平七法五二・一部改正)

(監督)

第七十條 共済会の業務の執行は、総務大臣が監督する。

2 共済会は、総務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に共済会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

4 総務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、共済会に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(昭四九法九五・平一一法一六〇・平一二法二二・一部改正)

(地方公共団体の報告等)

第七十条の二 地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方議会議員の異動、議員報酬等に関し、共済会に報告し、又は文書を提示し、その他共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

(昭四一法一二三・追加、平二〇法六九・一部改正)

(資料の提供)

第七十条の三 共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があるときは、地方議会議員が有する第六十一条の二第一項に規定する政令で定める年金制度の適用を受ける期間につき、当該政令で定める年金制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めるとができる。

(平一四法三七・追加)

(総務省令への委任)

第七十一条 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正)

(罰則)

第七十二条 第七十条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(昭五七法八〇・一部改正)

第七十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした共済会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七十二条第二項又は第七十六条の五の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第七十七条の規定による総務省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

四 第七十条第四項の規定による総務大臣の命令に違反したとき。

(昭四四法九三・昭四九法九五・昭五七法八〇・平六法九九・平一一法一六〇・平一二 法二二・一部改正)

附則 (平成一四年五月一〇日法律第三七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(共済給付金に関する一般的経過措置)

第二条 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「新共済法」という。)の規定(第七十条の三の規定を除く。)及び附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金(以下この条において「共済給付金」という。)(施行日以後に地方議会議員であった期間を有しない者に係る公務傷病年金及び施行日以後に地方議会議員であった期間を有しない者で退職年金又は公務傷病年金を受けていたものに係る遺族年金(以下この条において「特定公務傷病年金等」という。))を除く。)について適用し、施行日前に給付事由が生じた共済給付金及び施行日以後に給付事由が生じた特定公務傷病年金等については、なお従前の例による。(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

第三条 平成十四年四月以後の地方議会議員であった期間が十二年に満たない場合における新共済法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定の適用については、新共済法第六十一条第二項中「十二年間」とあるのは「(平成十四年四月以後の期間に限る。)」と、「十二で除して」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会議員であった期間の月数で除して得た額に十二を乗じて」と、新共済法第六十一条第二項中「当該在職期間」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会議員であった期間」とする。

第四条 施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に対する新共済法第六十一条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「百五十分の四十」とあるのは「百五十分の四十五」と、「百五十分の〇・八」とあるのは「百五十分の〇・九」と、同条第四項中「百分の一・一二」とあるのは「百分の一・二六」とする。

2 施行日前に地方議会議員であった期間(施行日前に給付事由の生じた退職一時金の基礎となった期間を除く。)を有する者に対する新共済法第六十一条の三第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の五十六」とあるのは「百分の六十三」と、同項第二号中「百分の六十四」とあるのは「百分の七十二」と、同項第三号中「百分の七十二」とあるのは「百分の八十一」とする。

(重複期間を有する者に係る退職年金の年額の調整に関する経過措置)

第五条 新共済法第六十一条の二第一項に規定する者が施行日前の同項に規定する重複期間(以下この条において「重複期間」という。)を有するときは、その者に係る退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、新共済法第六十一条第二項の規定により算定した退職年金の年額(以下この条において「退職年金基本年額」という。))から、次の各号に掲げる金額の合算額を控除した金額とする。

- 一 退職年金基本年額に施行日前の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十五に相当する金額
- 二 退職年金基本年額に施行日以後の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額

第六条 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則

第四条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法」に、「百五十分の五十」を「百五十分の四十五」に改め、同項の表中「百五十分の三十三」を「百五十分の三十」に、「百五十分の三十七」を「百五十分の三十三」に、「百五十分の四十一」を「百五十分の三十七」に、「百五十分の四十五」を「百五十分の四十一」に改める。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六十六條の改正規定及び第六十七條の二を第六十七條の三とし、第六十七條の次に一條を加える改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

(退職年金等に関する一般的経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「新法」という。)第六十一條及び第六十四條の二、附則第九條の規定による改正後の旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の二第二項及び第三項並びに附則第十一條の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第十條第二項及び第三項の規定は、平成十九年四月分以後の月分の退職年金について適用し、平成十九年三月分以前の月分の退職年金については、なお従前の例による。

2 新法第六十一條の三の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じる退職一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた退職一時金については、なお従前の例による。

3 新法の規定中公務傷病年金に関する部分は、施行日以後に地方議会議員である期間を有する者が受ける公務傷病年金について適用し、施行日以後に地方議会議員である期間を有しない者が受ける公務傷病年金(次項及び次条第三項において「特定公務傷病年金」という。)については、なお従前の例による。

4 新法の規定中遺族年金に関する部分は、施行日以後に給付事由が生じる遺族年金(特定公務傷病年金に係るものを除く。)について適用し、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び施行日以後に給付事由が生じる遺族年金で特定公務傷病年金に係るものについては、なお従前の例による。

5 新法の規定中遺族一時金に関する部分は、施行日以後に給付事由が生じる遺族一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた遺族一時金については、なお従前の例による。

(施行日以後に給付事由が生じる退職年金等で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者が受けるものに関する経過措置)

第三条 施行日以後に給付事由が生じる退職年金又は退職一時金で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者が受けるものに対する新法第六十一條又は第六十一條の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一条第二項	百五十分の三十五 百五十分の〇・七	百五十分の三十六 百五十分の〇・七二
第百六十一条第四項	百分の〇・九八	百分の一・〇
第百六十一条の三第二項	百分の四十九	百分の五十
	百分の五十六	百分の五十七
	百分の六十三	百分の六十四

2 施行日以後に地方議会議員である期間を有し、かつ、施行日前にも地方議会議員であった期間を有する者が受ける公務傷病年金に対する新法第百六十二条第二項の規定の適用については、同項中「第百六十一条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条第二項」と、「第百六十一条の」とあるのは「同法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条の」とする。

3 施行日以後に給付事由が生じる遺族年金（特定公務傷病年金に係るものを除く。）で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に係るものに対する新法第百六十三条第二項の規定の適用については、同項第三号中「第百六十一条」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号。以下この号及び次号において「平成十八年地共済改正法」という。）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」と、「給すべき退職年金の年額」とあるのは「給すべき退職年金の年額（退職一時金の支給を受けた者で第百六十二条第一項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。次号において同じ。）」と、「同条」とあるのは「平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」と、同項第四号中「第百六十一条」とあるのは「平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」とする。

（平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金に関する経過措置）

第四条 平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する新法第百六十一条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六百六十一条第二項	百五十分の三十五	百五十分の四十・五
	百五十分の〇・七	
第六百六十一条第三項	三十年	五十年
第六百六十一条第四項	百分の〇・九八	百分の一・一三

(なお従前の例によることとされている退職年金に関する読替え)

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)附則第二百二十二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金を含む。)のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十一条(附則第八条において「平成十四年改正前地共済法第六十一条」という。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法第六十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六百六十一条第二項	百五十分の五十	百五十分の四十五
	百五十分の一	
第六百六十一条第四項	百分の一・四	百分の一・二六

(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。  
附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)次項において「平成十四年地共済改正法」という。)附則第四条第一項の規定により読み替えて適用されるこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法(次項に



において「旧法」という。）第六十一条の規定の適用を受けた者の退職年金のうち平成十九年三月分以前の月分の退職年金については、なお従前の例による。

2 平成十四年地共済改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第六十一条の三の規定の適用を受けた者の退職一時金で施行日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

（施行日前に給付事由が生じた退職年金の額に関する特例）

第八条 施行日前に給付事由が生じた退職年金については、附則第四条の規定により読み替えて適用される新法第六十一条又は附則第五条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正前地共済法第六十一条の規定により算定した退職年金の額が、平均的な退職年金の額の状況、退職年金の額の分布状況その他の状況を勘案して政令で定める額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該政令で定める額に相当する金額を退職年金の額とする。

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）

（重複期間の取扱い）

第六十九条 法第六十一条の二第二項に規定する政令で定める年金制度は、次に掲げる法律に定める年金制度とする。

一 厚生年金保険法

二 国の新法

三 法（第九章の二に限る。）

四 私立学校教職員共済法

五 旧農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。）

六 旧船員保険法

2 法第六十一条の二第二項に規定する政令で定める期間は、前項各号に掲げる法律に定める年金制度の適用を受ける期間のうち昭和四十九年九月一日以後の期間とする。

3 在職期間のうち重複期間（法第六十一条の二第二項に規定する重複期間をいう。以下この条において同じ。）でない期間が三十年以上である地方議会議員（法第六十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下同じ。）の退職年金の額については、法第六十一条の二第一項の規定は適用しない。

4 在職期間（三十年を超える場合に限る。）のうち重複期間でない期間が三十年を下回る地方議会議員の退職年金の額についての法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「重複期間を在職期間で除して得た割合」とあるのは、「在職期間のうち重複期間でない期間を三十年から控除した期間を三十年で除して得た割合」とする。

5 法第六十一条の二第二項の規定を適用する場合において、重複期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 在職期間のうち二以上の重複期間を有する地方議会議員の退職年金の額についての法第六十一条の二第二項及び前三項の規定の適用については、これらの規定に規定する重複期間は、当該二以上の重複期間を合算した期間とする。

（昭四九政三〇三・追加、昭五一政二六〇・一部改正、昭五七政三・旧第四十七条の十三繰下・一部改正、昭五九政三五・昭六一政五七・平九政三五五・平一四政四三・平一八政三七五・一部改正）

（高額所得による退職年金の支給停止基準額等）

第六十九条の二 法第六十四条の二第二項に規定する政令で定める金額は、百九十万四千円とする。

2 法第六十四条の二第一項及び第二項の規定による退職年金の停止は、各年の六月から翌年五月までの期間分の退職年金について行う。ただし、退職年金を受けるべき事由が生じた月の翌月から当該事由が生じた月の属する年の翌年五月までの期間分については、この限りでない。

（平一五政一七・全改、平一八政三七五・一部改正）

(給付の制限)

第七十条 地方議会議員が禁錮以上の刑に処せられ、又は除名された場合には、法第六十四条の三第一項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は除名されたとき以後、その地方議会議員であつた在職期間に係る共済給付金の額のうち、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の二十  
二 除名された場合 当該除名に係る地方議会議員の任期中の月数が当該共済給付金の基礎となつた在職期間の月数のうちに占める割合に百分の二十を乗じて得た割合

2 退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第六十四条の三第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、その百分の二十に相当する金額を支給しない。

3 第一項又は第二項の規定を適用する場合において、これらの規定に定める給付の制限に該当するときは、その該当することとなつた日以後の期間については、そのうちの高い割合による給付の制限を定めている規定の定めるところによる。

4 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた共済給付金の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

(昭四七政三五六・追加、昭四九政二二三・旧第四十七条の十三繰下、昭五七政三・旧第四十七条の十四繰下、平元政三五四・一部改正)

(収支均衡拠出金)

第七十一条 市議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、町村議会議員共済会に対して収支均衡拠出金を拠出する。

一 当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額が、市議会議員共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員共済会の共済給付金(法第五十八条に規定する共済給付金をいう。次号及び第三項第一号において同じ。)の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額(次条及び第七十一条の三第一項において「市議会議員共済会の基準積立金額」という。)を上回る場合

二 当該事業年度の前々事業年度におけるイに定める額をロに定める額で除して得た率(第三項第二号において「町村議会議員共済会の収支比率」という。)が当該前々事業年度におけるハに定める額をニに定める額で除して得た率(同号において「市議会議員共済会の収支比率」という。)を上回る場合

イ 町村議会議員共済会の共済給付金に係る支出として総務大臣が定めるものの額の合計額

ロ 町村議会議員共済会の共済給付金に係る収入として総務大臣が定めるものの額の合計額

ハ 市議会議員共済会の共済給付金に係る支出として総務大臣が定めるものの額の合計額

- 2 市議会議員共済会の共済給付金に係る収入として総務大臣が定めるものの額の合計額
- 2 前項の収支均衡拠出金の額は、第一号に定める率と第二号に定める率とが等しくなる場合における第一号の一定額に相当する額とする。
  - 一 当該事業年度の前々事業年度における前項第二号ハに定める額に一定額を加算して得た額を当該前々事業年度における同号二に定める額で除して得た率
  - 二 当該事業年度の前々事業年度における前項第二号イに定める額から前号の一定額を控除して得た額を当該前々事業年度における同項第二号ロに定める額で除して得た率
- 3 町村議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、市議会議員共済会に対して収支均衡拠出金を拠出する。
  - 一 当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額が、町村議会議員共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の町村議会議員共済会の共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（次条及び第七十一条の三第二項において「町村議会議員共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合
  - 二 当該事業年度の前々事業年度における市議会議員共済会の収支比率が当該前々事業年度における町村議会議員共済会の収支比率を上回る場合
- 4 前項の収支均衡拠出金の額は、第一号に定める率と第二号に定める率とが等しくなる場合における第一号の一定額に相当する額とする。
  - 一 当該事業年度の前々事業年度における第二項第二号イに定める額に一定額を加算して得た額を当該前々事業年度における同号ロに定める額で除して得た率
  - 二 当該事業年度の前々事業年度における第二項第二号ハに定める額から前号の一定額を控除して得た額を当該前々事業年度における同項第二号ニに定める額で除して得た率
- 5 前各項に定めるもののほか、収支均衡拠出金の拠出に関し必要な事項は、総務省令で定める。  
(平一八政三一四・追加、平一八政三七五・一部改正)

(支給安定化拠出金)

第七十一条の二 市議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、町村議会議員共済会に対して支給安定化拠出金を拠出する。

- 一 当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額が市議会議員共済会の基準積立金額を上回る場合
- 二 当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額が町村議会議員共済会の基準積立金額を下回る場合
- 三 前項の支給安定化拠出金の額は、町村議会議員共済会の基準積立金額から当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額を控除した額に相当する額とする。

3 町村議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、市議会議員共済会に対して支給安定化拠出金を拠出する。

- 一 当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額が町村議会議員共済会の基準積立金額を上回る場合
- 二 当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額が市議会議員共済会の基準積立金額を下回る場合
- 三 前項の支給安定化拠出金の額は、市議会議員共済会の基準積立金額から当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額を控除した額に相当する額とする。

5 前各項に定めるもののほか、支給安定化拠出金の拠出に関し必要な事項は、総務省令で定める。  
(平一八政三七五・追加)

(拠出金を拠出することにより積立金の額が基準積立金額を下回る場合の特例)

第七十一条の三 市議会議員共済会が第七十一条第一項及び第二項又は前条第一項及び第二項の規定に基づき収支均衡拠出金又は支給安定化拠出金を拠出することとなる場合において、これらの拠出金を拠出することとしたならば当該事業年度の末日における市議会議員共済会の積立金の額が市議会議員共済会の基準積立金額を下回るときは、これらの規定にかかわらず、市議会議員共済会は、当該事業年度において、市議会議員共済会の基準積立金額から当該下回ることとなる市議会議員共済会の積立金の額を控除して得た額を当該収支均衡拠出金の額又は当該支給安定化拠出金の額(これらの規定により収支均衡拠出金と支給安定化拠出金をともに拠出することとなる場合)にあつては、当該収支均衡拠出金の額と当該支給安定化拠出金の額の合計額)から控除して得た額を町村議会議員共済会に対して拠出する。

2 町村議会議員共済会が第七十一条第三項及び第四項又は前条第三項及び第四項の規定に基づき収支均衡拠出金又は支給安定化拠出金を拠出することとなる場合において、これらの拠出金を拠出することときは、これらの規定にかかわらず、町村議会議員共済会は、当該事業年度において、町村議会議員共済会の基準積立金額から当該下回ることとなる町村議会議員共済会の積立金の額を控除して得た額を当該収支均衡拠出金の額又は当該支給安定化拠出金の額(これらの規定により収支均衡拠出金と支給安定化拠出金をともに拠出することとなる場合)にあつては、当該収支均衡拠出金の額と当該支給安定化拠出金の額の合計額)から控除して得た額を市議会議員共済会に対して拠出する。  
(平一八政三七五・追加)

(共済会に係る地方公共団体の報告等)

第七十二条 地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 地方議会議員の数を地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）に報告すること。
  - 二 地方議会議員の就職、退職及び死亡に関する事項を共済会に報告すること。
  - 三 地方議会議員の報酬の総額並びに掛金及び特別掛金に関する事項を共済会に報告すること。
  - 四 地方議会議員の報酬の改定に関する事項を共済会に報告すること。
  - 五 地方議会議員（地方議会議員であつた者を含む。）又はその遺族から給付に関する請求書その他の書面を受理し、これを証明し、及びこれを共済会に送付すること。
  - 六 共済会から給付金その他地方議会議員に係る支払金の送付を受け、これを受ける権利を有する者に支払うこと。
  - 七 地方議会議員の履歴の証明をすること。
- (昭四一政三二九・追加、昭四七政三五六・旧第四十七条の六線下、昭四九政二二三・旧第四十七条の七線下、昭四九政三〇三・旧第四十条の十四線下、昭五七政三・旧第四十七条の十五線下、平一二政三〇四・平一五政一七・一部改正、平一八政三一四・旧第七十一条線下、平一八政三七五・一部改正)

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）

（地方公共団体の負担金）

第十五条 法第六十七條第二項に規定する総務省令で定める金額は、法第六十六條第二項に規定する掛金の額の算定の基礎となる標準報酬月額に次の各号に掲げる地方議会議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額の合算額に相当する金額とする。

一 都道府県の議会の議員 百分の十

二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の十二

三 町村の議会の議員 百分の十二

2 法第六十七條の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の支払については、総務大臣の定めるところによる。

（昭四七自省令二・全改、昭四八自省令八・昭四九自省令六・昭五〇自省令四・昭五一自省令三・昭五二自省令六・昭五三自省令四・昭五四自省令七・昭五五自省令八・昭五六自省令六・平一二自省令四四・平一五総省令五七・平一九総省令三・一部改正）

附 則 (平成一九年一月二五日総務省令第三号)

- 1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則(次項において「新規則」という。)第十五条第一項の規定は、平成十九年度分の負担金から適用し、平成十八年度分までの負担金については、なお従前の例による。
- 3 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度における地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額の算定については、新規則第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号に掲げる率は、これらの規定に掲げる率に、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を加算して得た率とする。

平成十九年度	百分の四・五(第二号に掲げる率にあつては、百分の三・五)
平成二十年度から平成二十八年度まで	百分の四・五
平成二十九年度	百分の四・〇五
平成三十年	百分の三・一五
平成三十一年度	百分の二・二五
平成三十二年	百分の一・三五
平成三十三年	百分の〇・四五



(旧) 市町村の合併の特例に関する法律 (昭和四十年法律第六号)

(国、都道府県等の協力等)

第十六条 (略)

2 (略)

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

4 5 8 (略)

市町村の合併の特例等に関する法律 (昭和十六年法律第五十九条)

(国、都道府県等の協力等)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

4 5 7 (略)